

# 【概要版】川崎市立病院中期経営計画2024-2027（案）

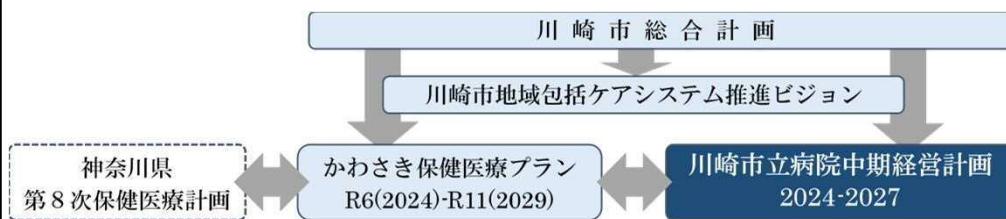
## 第1章 本計画について

### 1 策定の趣旨

- 市立病院が果たすべき役割を果たし、地域に必要な医療を安定的かつ継続的に提供するとともに、経営基盤の強化に向け更なる経営改革と経営健全化を図るため、本計画を策定します。

### 2 計画の位置づけ / 3 計画期間

- 本市が目指す都市像やまちづくりの基本目標、基本政策、その方向性を明らかにする川崎市総合計画と連携する分野別計画に位置づけるとともに、関連するその他の県・市の計画等との連携や整合性を図ります。



- 国（総務省）は、公立病院が医師不足等による厳しい経営状況に直面する中、地域に必要な医療提供体制を確保するため、「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を令和4年3月に策定・公表しました。本計画は、国がガイドラインの中で、各公立病院に策定を求める「公立病院経営強化プラン」に位置付けることとします。
- ガイドラインにより「公立病院経営強化プラン」は、令和9年度までの期間を対象とすることを標準とされているため、本計画は、令和6(2024)年4月から令和10(2028)年3月までの4年間を計画期間とします。



### 4 策定経過

- 川崎市立病院運営委員会（学識経験者、財務の専門家及び医療関係者で構成）による前計画の外部評価結果や、本計画の策定に当たり聴取した外部委員の意見内容を踏まえ策定しました。

#### （1）前計画の評価結果とその対応

- 直近の確定した評価結果（令和4年度）は次のとおりです。

施策名	評価		
	川崎 病院	井田 病院	多摩 病院
施策1 「医療機能の充実・強化」	II	II	II
施策2 「地域完結型医療の推進」	I	II	II
施策3 「効果的・効率的な運営体制づくり」	II	I	III
施策4 「患者に優しい病院づくり」	II	II	II
施策5 「地域・社会への貢献」	I	I	II
施策6 「強い経営体質への転換」	II	II	II

※達成状況の基準

I.順調に推移した（目標達成した）

II.一定の進捗があった（目標未達成のものがあるが一定の進捗があった）

III.進捗が遅れた（計画策定期【令和3年度】を下回るものが多くあった）

IV.進捗が大幅に遅れた（計画策定期【令和3年度】を大幅に下回った）

#### 前計画の評価結果を踏まえた各取組項目の今後の方向性について

前計画期間（令和4～5年度）は、市立3病院全体として、新型コロナウイルス感染症の影響が残っていたことなどにより、各施策において当初目標値に至らない成果指標がありました。

本計画期間においては、前計画の成果を踏まえ、地域医療連携の推進と医療機能の充実に取り組み、引き続き地域の中で公立病院としての役割を果してまいります。  
<主な目標未達成（R4実績）事例と今後の方向性>

【川崎病院】内視鏡検査件数・がん登録件数 → 今後整備する新内視鏡センターの活用などにより医療機能の拡充をしていきます。

【井田病院】経常収支比率 → 地域医療支援病院の承認を目指し、一層の地域医療支援の取組を推進することにより紹介患者の獲得に努めます。

【多摩病院】職場に対する総合的な職員満足度→ 看護助手の増員等により働きやすい環境整備を推進します。

## 第2章 市立病院を取り巻く環境について

### 1 医療制度改革の推進 【国】

- ・高齢化や人口減少の進展により社会保障費は医療・介護の分野を中心に増加することが見込まれています。
- ・医療機関の収入の根幹となる診療報酬については、昨今の物価高・医療従事者の確保の必要性を背景として、令和6年度の診療報酬改定では、病院の収入源となる本体部分で、0.88%引き上げとなる見込ですが、今後、介護報酬も含めた社会保障費が更に増加していくことが見込まれていることを踏まえると、診療報酬改定は、厳しい状況が続くことが想定されます。
- ・持続可能な医療提供体制が求められており、医療機能の分化と連携の推進など、医療提供体制の見直しが進められています。

#### 推進される主な医療提供体制の見直し

ア 地域包括ケアシステムの構築  
イ 地域医療構想の策定と入院機能の分化・特化の推進  
ウ 外来医療の機能の明確化・連携の推進

エ 新興感染症発生・まん延時の医療体制  
オ 医師の働き方改革  
カ 医療DX（デジタルトランスフォーメーションの推進）

### 2 公立病院改革の推進 【国】

- ・医師・看護師等の不足、人口減少や少子高齢化の急速な進展に伴う医療需要の変化、医療の高度化といった経営環境の急激な変化等を背景とする厳しい環境が続いていることから、国は、令和4年3月に「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」を発出し、全国の公立病院に対して、「公立病院経営強化プラン」を策定し、病院事業の経営強化に総合的に取り組むことを求めています。

### 3 本市における医療需要と医療提供体制

- ・令和12（2030）年頃をピークに人口減少への転換が想定されます。老人人口は増加を続け、令和7（2025）年までの間に65歳以上の人口割合が21%を超え、超高齢社会の到来が想定されます。<sup>1)</sup>
- ・市内における疾患別入院患者数推計では、高齢化・少子化の進展により、今後、分娩及び産じょくを除く全ての疾患で増加することが見込まれています。

### 4 市立病院の現状



- ・市立病院は、公共の福祉の増進と経済性の発揮を基本としながら、高度・特殊・急性期医療や、救急医療等を安定的かつ継続的に提供するとともに、災害、研修教育等の対応を含めた医療行政の推進や、地域医療機関との連携促進による医療資源の有効活用と本市医療水準の向上に寄与しています。
- ・令和元年度まで徐々に改善傾向にあった市立病院の経営状況は、令和2年度以降は、新型コロナウイルスの流行及び、社会的状況を背景とした光熱費・材料費等の影響を大きく受けています。

1) 川崎市総務企画局.川崎市総合計画 第3期実施計画の策定に向けた将来人口推計（更新版）【概要】より 2) 神奈川県.令和3(2021)年7月28日川崎地域地域医療構想調整会議配布資料から

## 第3章 公立病院経営強化プランとしての基本的な考え方

- 「公立病院経営強化ガイドライン」により「公立病院経営強化プラン」に記載が求められている6つのポイントについて基本的な考え方は次のとおりです。

### (1) 役割・機能の最適化と連携の強化

- 地域の中核的病院として、診療所や地域の一般病院では対応が困難な、救急、小児、周産期、災害医療、がん診療、感染症、精神などの特殊医療や、高度な検査、手術などを、引き続き地域に対して提供
- 円滑な在宅復帰に向けて地域の医療機関や介護施設等との相互の機能分担と連携を進める「地域医療・介護連携の取組」の一層の推進
- 他の医療機関と連携し、地域の救急医療体制の構築に積極的に貢献

#### 【具体的な取組例】（後述 施策1・施策2関係）

- 川崎病院の新救命救急センター設置、内視鏡センターの改修などの川崎病院再編整備の実施
- 井田病院の地域包括ケア病棟の安定的運営
- 井田病院の「中原2次急当番制」への参画

（※「中原2次急当番制」とは、中原区を中心とした地域の救急病院間で独自の救急当番制を敷くことにより、救急医療体制の確保を地域で分担し、効率的に行おうという取組）

### (2) 医師・看護師等の確保と働き方改革

- 持続可能な地域医療の確保、医療の質の向上、新興感染症の感染拡大時等の対応等、公立病院の機能の維持・強化を図るため、引き続き医師、看護師をはじめとする病院職員の確保と育成
- 地域の医師、看護師等との連携も含めた、医師や看護師のタスクシェアリング／タスクシフティングや、適切な労務管理などによる働き方・仕事の進め方改革を推進し、令和6年4月から開始された医師の時間外労働の上限規制に対応

#### 【具体的な取組例】（後述 施策3関係）

- 特定看護師の育成・活用  
(※特定看護師とは、高度知識と技術を指定機関で学び修了認定を受け、医師があらかじめ定めた手順書により褥瘡部位の壊死組織の除去や、人工呼吸器装着時の鎮静薬投与量の調整などの「特定行為」を行える看護師のこと)
- 医師事務作業補助者・看護助手の拡充によるタスクシェアリング／タスクシフティング（右表参照）

表 タスクシフトの例

シフト元	シフト先	業務内容
医師	看護師	・特定行為研修を修了した看護師の活用 ・初診時の予診 ・検査手順の説明
医師	医師事務作業補助者	・書類作成補助
医師	薬剤師	・服薬指導
看護師	看護助手	・患者の院内搬送

### (3) 経営形態について

- 本市では、経営組織の効率化と経営責任の明確化を図るため、平成17年4月から病院事業に地方公営企業法を全部適用するとともに、人事・予算権限を有する病院事業管理者を設置している。また、多摩病院については、指定管理者制度を導入し、効率的・効果的な運営を実施しています。今後も現行の経営形態のもと、企業性を発揮し経営基盤の強化に向けた取組を推進
- 他の経営形態のメリット・デメリット等の調査・研究

## 第3章 公立病院経営強化プランとしての基本的な考え方

### (4) 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組

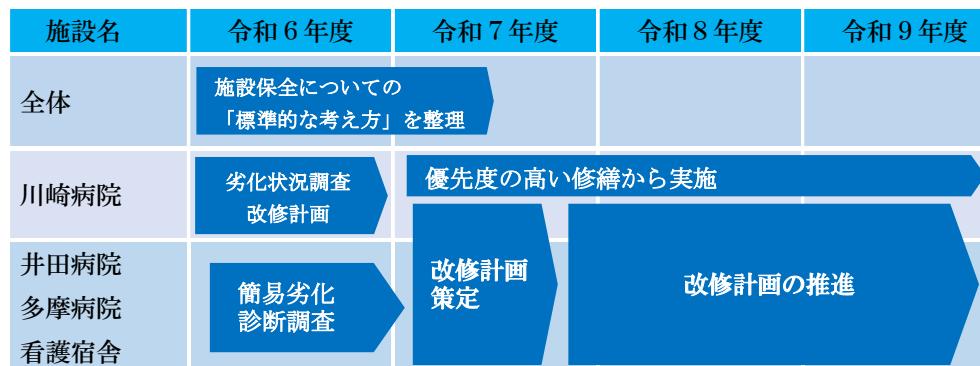
- 新興感染症等の感染拡大に備え、公立病院として感染患者の速やかな受入れができるよう、引き続き院内感染対策の徹底、専門人材の育成
  - 個室化、陰圧化、動線分離等の施設・設備の整備、感染防護具等の備蓄、クラスター発生時の対応強化などについて引き続き検討
- 【具体的な取組例】（後述 施策1関係）**
- 感染症対応訓練の実施
  - 新興感染症に備えた医療材料備蓄や医療機器の確保

### (5) 施設・設備の最適化

- 病院施設や設備の修繕や更新などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化に取り組む。公立病院の果たすべき役割・機能の観点から必要性や適正な規模、収支シミュレーション等について十分に検討を行い、病院施設・設備の修繕・更新を計画的に推進

**【具体的な取組例】（後述 施策6関係）**

- 経営状況と劣化状況のバランスを見極めた4施設の改修計画の推進



**【令和6年度】**

- ・病院事業が有する市立3病院及び看護宿舎の計4施設のうち、最も築年数が経過している川崎病院については、令和5(2023)年度より実施している劣化状況調査をもとに川崎病院の今後の改修計画を策定します。また、急を要する改修が必要なものについては速やかに対応を開始します。

- ・川崎病院以外の施設に対する簡易な劣化診断等を実施し、各施設の現状を確認します。

**【令和7年度以降】**

- ・令和6年度の取組を踏まえ、特に特殊性の高い病院施設についての施設保全についての標準的な考え方を整理し、現状を当てはめた上で、経営状況と4施設の劣化状況とのバランスを踏まえた今後の改修計画を策定し、着実に推進していきます。

### (6) 経営の効率化等

- 光熱費の前例のない高騰に加え、材料費、委託料などが増加しており、当面は非常に厳しい収支状況が見込まれているが、不採算医療等を提供する役割・機能を確保した上で、市立3病院を合わせた経常収支の計画期間中の黒字化に向けて、収益確保と支出削減の取組を推進する。

**【具体的な取組例】（後述 施策6関係）**

- 新たな施設基準の取得
- 精度の高い診療報酬請求
- 委託料・薬剤費等の縮減の取組

## 第4章 計画期間内における取組と成果指標について

### 基本方針について

「信頼される市立病院の運営」を目標とするとともに、前計画の基本方針を引き継ぎ、新たな課題などへの対応を踏まえ、次の5つの基本方針を掲げ取組を推進します。

#### 基本方針1 いのちと健康を守る良質な医療の提供（関係施策：施策1・6）

- 高度・特殊・急性期医療や救急医療等を継続的かつ安定的に提供する。
- 救急やがん医療など、今後、需要の増加等が見込まれる分野の医療機能の充実・強化に向けた体制整備を進める。

#### 基本方針2 機能分担と連携による地域完結型医療の推進（関係施策：施策2・6）

- 地域の基幹病院又は中核病院として、診療所等では提供が困難な高度医療や検査、手術などを必要なときに迅速かつ効果的に提供し、円滑な在宅復帰に向けて地域の医療機関や介護施設等との相互の機能分担と連携を進める地域医療・介護連携の取組を、より一層推進する。
- 「住み慣れた地域での医療、介護等の提供」が効率的、効果的に行われるよう、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を推進する。

#### 基本方針3 災害・新興感染症等を想定した危機管理体制の充実（関係施策：施策1・2・3・6）

- 災害時に必要な医療を迅速かつ確実に提供できるよう、防災マニュアルの見直しや、災害・防災訓練等の充実、エネルギーセキュリティの向上を図り、初動の対応能力や傷病者の受入能力の強化に取り組む。
- 情報セキュリティの確保に取り組み、患者の情報を守る。
- 新興感染症等の感染拡大に備え、公立病院として感染患者の速やかな受入れができるよう、引き続き院内感染対策の徹底や専門人材の育成を推進するとともに、パンデミックへの対応力の強化に取り組む。

#### 基本方針4 地域や社会に貢献する医学・医療の実践（関係施策：施策3・5）

- 医学の発展につながる研究や地域の医療従事者等の育成支援、市民への医学知識の普及啓発に取り組み、地域や社会に貢献する。
- SDGsの達成に寄与する。

#### 基本方針5 安定的な医療提供を支える経営基盤の強化（関係施策：施策3・6）

- 本市の総人口が増加する中、地域に必要な医療を安定的かつ継続的に提供していくため、働き方・仕事の進め方改革を着実に推進し、必要な医療職の確保・育成に継続して取り組む。
- 現行の経営形態のもと、経営基盤の強化に向けた取組を推進する。
- 病院施設や設備の修繕や更新などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化に取り組む。
- 診療報酬や税制などの病院事業を取り巻く制度に対して理解を深め、それらを活用し収益に結び付ける取組を進める。

### 施策体系について

5つの基本方針を踏まえ、本計画では、6つの施策とその下に合計13の取組項目を設け、具体的な取組を推進します。

#### ＜施策＞

##### 施策1 医療機能の充実・強化

- (1)救急・災害医療機能の強化
- (2)がん診療機能の強化・拡充
- (3)高度・専門医療の確保・充実
- (4)医療安全の確保・拡充

##### 施策2 地域完結型医療の推進

- (1)医療機能の分化・連携と地域包括ケアシステムの推進

##### 施策3 効果的・効率的な運営体制づくり

- (1)人材の確保・育成の推進
- (2)働き方・仕事の進め方改革の推進

##### 施策4 患者に優しい病院づくり

- (1)患者サービスの向上

##### 施策5 地域・社会への貢献

- (1)地域・社会への貢献

##### 施策6 強い経営体質への転換

- (1)収入確保に向けた取組の推進
- (2)経費節減・抑制の強化
- (3)経営管理体制の強化
- (4)施設・設備の適正管理

## 第4章 計画期間内における取組と成果指標について

- ・基本方針を踏まえ、各病院の特色を生かし、取組を推進していきます。

### 川崎病院



#### ＜計画期間内における主な取組の概要＞

- ・計画期間内に新救命救急センターの運用開始など、川崎病院再編整備事業による機能拡張を行い、救急機能をはじめとして、医療機能の充実を行います。また、働き方改革を推進し、医師の長時間労働への対策を行います。

### 井田病院



#### ＜計画期間内における主な取組の概要＞

- ・地域医療支援病院を目指し、地域の医療機関との連携を今まで以上に強化、充実させます。また、地域がん診療連携拠点病院、結核病棟、緩和ケア病棟、地域包括ケア病棟などの特色を生かし、地域に貢献していきます。

#### ＜目標値（抜粋）＞

	R4年度 実績値	R6年度 目標値	R7年度 目標値	R8年度 目標値	R9年度 目標値
新救命救急センターの運用	土壤対策等	施工	運用開始	運用	運用
救急搬送受入数	6,846人	6,800人	7,000人	7,200人	7,500人
化学療法延べ患者数	9,538人	10,000人	10,000人	12,000人	12,000人
時間外労働時間が年960時間を超える医師人数	60人	49人	41人	33人	30人

### 多摩病院



#### ＜計画期間内における主な取組の概要＞

- ・指定管理者（聖マリアンナ医科大学）による病院の管理・運営のもと、北部地域において小児救急を含めた救急医療を中心に、高度、特殊、急性期医療を安定的に提供します。また、医科大学が指定管理者として運営しているため、教育面にも力を入れています。

#### ＜目標値（抜粋）＞

	R4年度 実績値	R6年度 目標値	R7年度 目標値	R8年度 目標値	R9年度 目標値
つなぐ、つながるホッとライン件数　【連携登録医からの直通電話】	—	180件	190件	200件	210件
他医療機関からの放射線治療紹介患者数	128人	150人	150人	150人	150人
化学療法延べ患者数	1,584人	1,600人	1,650人	1,700人	1,750人
悪性腫瘍手術総件数	468件	480件	485件	490件	495件

#### ＜目標値（抜粋）＞

	R4年度 実績値	R6年度 目標値	R7年度 目標値	R8年度 目標値	R9年度 目標値
救急搬送受入数	4,296人	5,000人	5,000人	5,100人	5,100人
緊急手術件数	289件	300件	300件	300件	300件
内視鏡検査件数	5,288件	5,400件	5,400件	5,400件	5,450件
栄養サポートチーム回診延べ患者数	764人	775人	800人	800人	800人
臨床研修指導医数	49人	55人	55人	56人	56人

## 第5章 進捗管理と点検・評価について

- ・進捗状況や達成状況について、毎年度、点検・評価を実施するなど、PDCAサイクルによる経営管理を実践します。
- ・点検・評価については、外部の有識者や医療関係団体の代表者などから構成される市立病院運営委員会において、第三者の立場から客観的な御意見をいただきます。
- ・点検・評価の結果は、年度ごとに点検・評価書としてとりまとめ、川崎市ホームページで公表します。

## 収支見込み

市立3病院を合わせた経常収支の計画期間中の黒字化に向けて、収益確保と支出削減の取組を推進します。

- ※ 令和4年度は決算額（税込）、令和6年度は予算(案)の額、それ以降は目標（税込）※経常損益：医療収益+医業外収益-医業費用-医業外費用
- ※ 端数を四捨五入しているため、合計値が一致しない場合あります。※純損益：経常損益+特別利益-特別損失
- ※ 全て本市病院事業会計上の数値であり、多摩病院については指定管理者側の決算額等ではありません。

### (1) 川崎病院

(単位：百万円)

区分	R4年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	
収益的 収支	収益	25,075	25,310	27,112	28,611	29,476
	医業収益	20,523	22,311	24,045	25,539	26,356
	医業外収益	2,733	2,947	3,020	3,021	3,069
	特別利益	1,820	52	47	51	51
	費用	23,748	26,291	28,773	29,096	29,342
	医業費用	23,332	25,839	28,232	28,570	28,834
	医業外費用	208	292	381	366	349
	特別損失	208	153	153	153	153
	経常損益	-284	-873	-1,548	-376	243
	純損益	1,328	-981	-1,661	-485	134

### (2) 井田病院

(単位：百万円)

区分	R4年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	
収益的 収支	収益	10,789	11,867	12,176	12,523	12,884
	医業収益	7,713	9,745	10,073	10,410	10,766
	医業外収益	1,780	2,116	2,095	2,099	2,098
	特別利益	1,297	6	8	14	20
	費用	11,450	13,149	13,046	13,140	13,282
	医業費用	11,143	12,893	12,787	12,888	13,034
	医業外費用	221	230	233	227	222
	特別損失	86	23	23	23	23
	経常損益	-1,872	-1,262	-852	-606	-392
	純損益	-661	-1,282	-870	-618	-398

### (3) 多摩病院

(本市病院事業会計上の収支)

(単位：百万円)

区分	R4年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	
収益的 収支	収益	2,027	2,247	2,246	2,169	2,190
	医業収益	1,085	1,179	1,199	1,111	1,120
	医業外収益	602	699	666	666	666
	特別利益	340	369	381	392	404
	費用	1,343	1,394	1,302	1,299	1,295
	医業費用	1,019	1,164	1,088	1,102	1,115
	医業外費用	324	230	214	198	180
	特別損失	0	0	0	0	0
	経常損益	345	484	562	477	491
	純損益	684	853	943	870	895

### (4) 病院事業全体

(単位：百万円)

区分	R4年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	
収益的 収支	収益	37,892	39,424	41,534	43,303	44,550
	医業収益	29,321	33,235	35,317	37,060	38,243
	医業外収益	5,115	5,762	5,780	5,785	5,832
	特別利益	3,456	427	437	458	475
	費用	36,540	40,833	43,121	43,535	43,918
	医業費用	35,494	39,896	42,107	42,560	42,983
	医業外費用	752	752	828	790	750
	特別損失	294	175	175	175	175
	経常損益	-1,811	-1,651	-1,838	-505	342
	純損益	1,351	-1,410	-1,587	-232	631